

長崎市建設工事有資格業者 各位

長崎市理財部契約検査課

「解体」及び「とび・土工・コンクリート」の入札参加資格等について（お知らせ）

建設業法改正により建設業の許可に係る業種区分に「解体工事業」の業種が追加（平成 28 年 6 月 1 日施行）されたことに伴い、本市の「解体」及び「とび・土工・コンクリート」に係る競争入札参加資格について、次のとおり取り扱います。

1 「解体」の入札参加資格

(1) 「解体」の入札参加資格の新設について

解体工事について、6月から「解体」の工種で発注します。「解体」の公告は、6月21日以降の公告から開始します。解体工事の入札に参加希望の方は、「解体」の入札参加資格が必要になります。

(2) 「解体」の入札参加資格の経過措置について（平成 28 年度）

平成 28 年 6 月 1 日以後も引き続き「とび・土工工事業」の許可を有している方について、「解体」の入札参加資格を認定します。

なお、6月1日現在、本市の「とび・土工・コンクリート」の入札参加資格を有しているすべての方について、「解体」を追加認定（申請不要）し、6月7日に総合数値とともに個別にお知らせします。

ア 総合数値について

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経営事項審査結果）の「とび・土工・コンクリート」（新建設業法による経営事項審査後は「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」）の総合評定値等を使用して総合数値を算定（工①②参照）します。

なお、発注者別評価点（工事成績及び優秀工事表彰）については、平成 28 年 5 月以前に「とび・土工・コンクリート」の工種で公告した工事（解体工事含む）及び平成 28 年 6 月以後に「解体」の工種で公告した工事の工事成績及び優秀工事表彰を基に算定します。

イ 登録工種数の上限について

登録工種数は5が上限（登録を希望する全ての工種において「完成工事高」が0を超える場合のみ7が上限）ですが、28年度に限り、「とび・土工・コンクリート」に登録がある方については、「解体」の追加認定に伴い登録工種数の上限を超えても「解体」を認定します。29年度以降は、「解体」の工種も登録工種数の上限の範囲内でご登録していただくこととなります。引き続き「解体」の登録を希望される場合は、平成 28 年度中に、「一般競争（指名競争）入札参加資格変更届」を提出し、他の 1 工種の登録を取り下げてください。

ウ 上記イにより、登録工種数の上限を超えて「解体」の追加認定を受けた方は、「解体」の電子入札案件に参加する場合、紙入札となります。詳細については、後日ホームページにてお知らせします。

エ 「解体」の総合数値のイメージ

① 当初 (H28.6.7) ・経過措置対象者に限る。

法改正前の「とび・土工・コンクリート」の経営事項審査結果を基に「解体」の総合数値を算出。

(国・県の経営事項審査結果)

工種	総合 評定値	完成 工事高 (千円)	技術職員数				
			一級 講習受講	基幹	二級	その他	
土木一式	730	210,000	3	3	1	3	0
建築一式	560	700	0	0	0	1	0
とび・土工・コンクリート	660	16,000	3	3	0	3	0

(参考：技術者数加点)

一級講習受講	6点
一級	5点
基幹	3点
二級	2点
その他	1点
※上限 80点	

客観点に本市工事(※1)成績を基に算出した率を乗じ算出(②も同様)

技術者の種類と数に応じて加点(②も同様)

(長崎市競争入札参加資格)

工種	総合数値	客観点	発注者別評価点											
			工事成績	技術者数	指名停止	障害雇用	優秀表彰	建災加入	特徴実施	エコ21	一般計画	障害調達	消防協力	
土木一式	806	730	76	29	27	0	0	0	5	5	0	0	0	10
建築一式	582	560	22	0	2	0	0	0	5	5	0	0	0	10
とび・土工・コンクリート	770	660	110	66	24	0	0	0	5	5	0	0	0	10
解体	770	660	110	66	24	0	0	0	5	5	0	0	0	10

※1：平成28年5月以前に「とび・土工・コンクリート」の工種で公告した工事(解体工事含む)及び平成28年6月以後に「解体」の工種で公告した工事

② 経過措置期間 (H28.6~H29.3) ・経過措置対象者に限る。対象者以外は従前どおり。

順次、法改正後の経営事項審査が済んだ者から「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」(法改正前の「とび・土工・コンクリート」と同様)の経営事項審査結果を基に「解体」の総合数値を算出

(国・県の経営事項審査結果)

経過措置期間中は「解体」の結果は必須ではありません。

法改正に伴う経過措置期間中に「とび・土工・コンクリート・解体」という区分が設けられる

工種	総合 評定値	完成 工事高 (千円)	技術職員数				
			一級 講習受講	基幹	二級	その他	
土木一式	730	210,000	3	3	1	3	0
建築一式	560	700	0	0	0	1	0
とび・土工・コンクリート	600	14,000	3	3	0	3	0
解体	500	2,000	3	3	0	3	0
とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)	660	16,000	3	3	0	3	0

技術者1人につき2工種登録できるが、「とび・土工・コンクリート」及び「解体」で登録した技術者は3工種登録できる

「とび・土工・コンクリート」及び「解体」の登録技術者の実人数が登録される

(長崎市競争入札参加資格)

工種	総合数値	客観点	発注者別評価点											
			工事成績	技術者数	指名停止	障害雇用	優秀表彰	建災加入	特徴実施	エコ21	一般計画	障害調達	消防協力	
土木一式	806	730	76	29	27	0	0	0	5	5	0	0	0	10
建築一式	582	560	22	0	2	0	0	0	5	5	0	0	0	10
とび・土工・コンクリート	770	660	110	66	24	0	0	0	5	5	0	0	0	10
解体	770	660	110	66	24	0	0	0	5	5	0	0	0	10

「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」の総合評定値を、「解体」の客観点とする

「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」の技術職員数を基に、「解体」の技術者数を算定

2 「とび・土工・コンクリート」の入札参加資格の経過措置について（平成28年度）

(1) 総合数値について

平成28年6月1日以後も引き続き「とび・土工工事業」の許可を有している方については、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経営事項審査結果）の「とび・土工・コンクリート」（新建設業法による経営事項審査後は「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」）の総合評定値等を使用して総合数値を算定（(2)①参照）します。

なお、発注者別評価点（工事成績及び優秀工事表彰）については、「とび・土工・コンクリート」の工種で公告した工事の工事成績及び優秀工事表彰を基に算定します。

(2) 「とび・土工・コンクリート」の総合数値のイメージ

① 経過措置期間（H28.6～H29.3） ・経過措置対象者に限る。対象者以外は従前どおり。

順次、法改正後の経営事項審査が済んだ者から「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」（法改正前の「とび・土工・コンクリート」と同様）の経営事項審査結果を基に「とび・土工・コンクリート」の総合数値を算出

(国・県の経営事項審査結果)

工種	総合評定値	完成工事高(千円)	技術職員数				
			一級	講習受講	基幹	二級	その他
土木一式	730	210,000	3	3	1	3	0
建築一式	560	700	0	0	0	1	0
とび・土工・コンクリート	600	14,000	3	3	0	3	0
解体	500	2,000	3	3	0	3	0
とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）	660	16,000	3	3	0	3	0

経過措置期間中は「解体」の結果は必須ではありません。

法改正に伴う経過措置期間中に「とび・土工・コンクリート・解体」という区分が設けられる

技術者1人につき2工種登録できるが、「とび・土工・コンクリート」及び「解体」で登録した技術者は3工種登録できる

「とび・土工・コンクリート」及び「解体」の登録技術者の実人数が登録される

(長崎市競争入札参加資格)

工種	総合数値	客観点	発注者別評価点											
			客観点	工事成績	技術者数	指名停止	障害雇用	優秀表彰	建災加入	特徴実施	エコ21	一般計画	障害調達	消防協力
土木一式	806	730	76	29	27	0	0	0	5	5	0	0	0	10
建築一式	582	560	22	0	2	0	0	0	5	5	0	0	0	10
とび・土工・コンクリート	770	660	110	66	24	0	0	0	5	5	0	0	0	10
解体	770	660	110	66	24	0	0	0	5	5	0	0	0	10

・客観点に本市工事（※1）成績を基に算出した率を乗じ算出

・技術者の種類と数に応じて加点

※1：平成28年5月以前に「とび・土工・コンクリート」の工種で公告した工事（解体工事含む）及び平成28年6月以後に「とび・土工・コンクリート」の工種で公告した工事

「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」の総合評定値を、「とび・土工・コンクリート」の客観点とする

「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」の技術職員数を基に、「とび・土工・コンクリート」の技術者数を算定

3 その他

- ・「解体」の発注基準については、後日ホームページにてお知らせします。
- ・上記1(2)アの「解体」の経過措置は平成31年5月まで、上記2(1)の「とび・土工・コンクリート」の経過措置は平成30年3月までの予定です。詳細については、平成28年度中にホームページにてお知らせします。

【問い合わせ先】

契約検査課 総務係 電話095(829)1160